

Ⅲ 福祉班

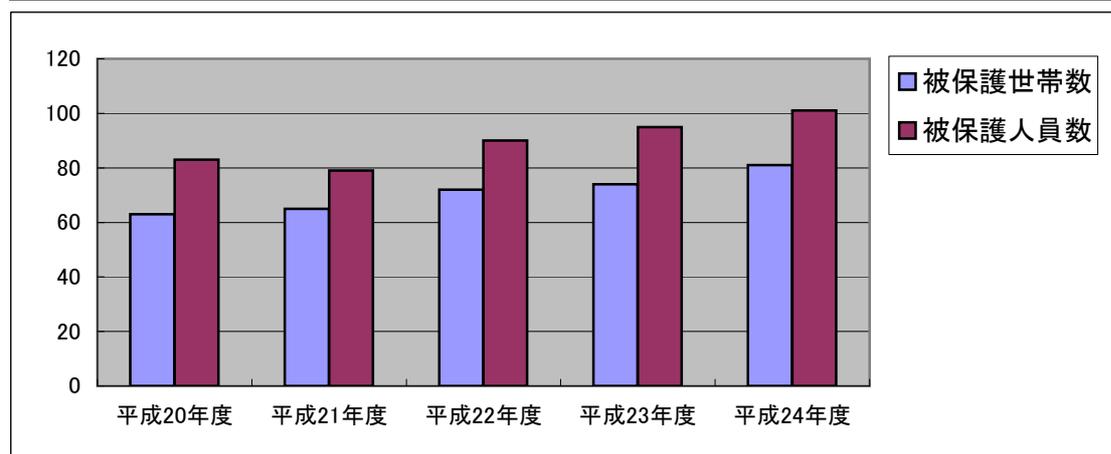
1 生活保護

(1) 管内の被保護世帯、人員、保護率

平成24年度（平均）の管内保護世帯数は81世帯、被保護人員は101人、保護率は18.04%となっている。管内の保護率は、昭和53年度の114.15%を境に減少の一途を続け、平成10年度からはほぼ横ばいに推移してきたが、近年、不況の影響を受けて世帯数は増加傾向にある。

世帯人員を平成20年度と比較すると18人増となっており、主な保護開始の理由としては、傷病による開始が最も多く、預貯金の減少・喪失、失業による収入減がそれに続く。

年度 区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	竹富町	31 世帯 36 人	32 世帯 37 人	34 世帯 37 人	39 世帯 44 人
与那国町	32 世帯 47 人	33 世帯 42 人	36 世帯 53 人	35 世帯 51 人	38 世帯 53 人
管内計	63 世帯 83 人	65 世帯 79 人	72 世帯 90 人	74 世帯 95 人	81 世帯 101 人
管内保護率	14.44%	13.97%	16.21%	16.94%	18.04%



(2) 生活保護開始理由

年度	相談内容	平成23年度		平成24年度	
		件数	構成比	件数	構成比
	傷病等	5	45.5%	4	26.7%
	預貯金の減少・喪失	3	27.3%	5	33.3%
	仕送りの減少・消失	0	0.0%	2	13.3%
	離別等・失業	1	9.1%	1	6.7%
	その他	2	18.2%	3	20.0%
合計		11	100.0%	15	100.0%

平成24年度の保護開始件数は15件であり、前年度よりも4件した増加した。開始理由としては、預貯金の減少・喪失が5件と最も多く、傷病による開始が4件、その他、仕送りの減少・喪失がそれに続いている。なお、その他の開始理由の内訳は、老齢による収入減2件、被保護者の転入1件であった。

(3) 世帯類型

平成24年度の月平均保護世帯類型は、「高齢者世帯43世帯（54%）」、「その他世帯23世帯（28.8%）」、「障害者世帯8世帯（10.0%）」、「傷病者世帯5世帯（6.3%）」、「母子世帯1世帯（1.3%）」となっている。

世帯類型の構成比を平成23年度と比較すると、高齢者世帯が4世帯、その他世帯が1世帯増加し、傷病世帯が1世帯減少している。

近年は、被保護者の高齢化や、稼働年齢（65歳未満）の者が、傷病や失業を契機として困窮し、保護の受給に至ったものによる「その他世帯」の増加が顕著となっている。

世帯類型の推移（世帯数と割合） （単位：件・%）

	高 齢 者		母 子		障 害 者		傷 病 者		そ の 他	
平成23年度 （月平均）	39	52.7%	1	1.4%	6	8.1%	6	8.1%	22	29.7%
平成24年度 （月平均）	43	54%	1	1.3%	8	10.0%	5	6.3%	23	28.8%

※件数については、総受給世帯数である。（資料：八重山福祉保健所保護データより）

(4) 世帯類型別保護受給期間

生活保護受給期間別の世帯数の推移を見ると、1年未満が14.1%、1年以上5年未満が47.4%、5年以上10年未満が14.1%、10年以上が24.4%となっており、各受給期間の世帯別を見ると、1年以上5年未満の「その他世帯」及び全受給期間の「高齢者世帯」の割合が高い。

要因としては、離島地域の更に離島であることから、雇用先が極めて限られているため就労による自立が困難であること、定住条件の未整備による若年層の流出等により、扶養義務者が島内にいないことや、島に残るのは高齢者が多いことが考えられる。

（平成25年4月1日現在）

世帯類型	1年未満		1年以上 5年未満		5年以上 10年未満		10年以上		合 計	
高 齢 者 世 帯	5	(45.5%)	18	(48.7%)	7	(63.6%)	11	(57.9%)	41	52.6%
		6.4%		23.1%		9.0%		14.1%		
母 子 世 帯	0	(0.0%)	0	(0.0%)	1	(9.1%)	1	(5.3%)	2	2.6%
		0.0%		0.0%		1.3%		1.3%		
障 害 者 世 帯	2	(18.2%)	0	(0.0%)	1	(9.1%)	4	(21.1%)	7	9.0%
		2.6%		0.0%		1.3%		5.1%		
傷 病 者 世 帯	2	(18.2%)	1	(2.7%)	1	(9.1%)	1	(5.3%)	5	6.4%
		2.6%		1.3%		1.3%		1.3%		
そ の 他 世 帯	2	(18.2%)	18	(48.7%)	1	(9.1%)	2	(10.5%)	23	29.5%
		2.6%		23.1%		1.3%		2.6%		
計	11	(100%)	37	(100%)	11	(100%)	19	(100%)	78	100%
		14.1%		47.4%		14.1%		24.4%		

（資料：八重山福祉保健所保護データより）

2 身体障害者福祉

(1) 身体障害者福祉の現況

身体障害者福祉法における「身体障害者」とは、「身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」と定義されている。

身体障害者の福祉向上を図るためには、地域における障害者の実態把握が最も重要であるが、離島が点在しているという地理的条件下では実態把握及び処遇の充実を図ることについて困難な面がある。しかし当所では、対象者の更生意欲や自立助長を推進すべく、地域における身体障害者相談員や町役場その他関係機関との連携・協力を得ながら障害者の実態とニーズを把握することによって、障害者の援護指導にあたっている。

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の数

管内（竹富町、与那国町）における身体障害者手帳所持者は、平成25年3月末現在で竹富町が316人、与那国町が249人で合計565人となっている。

ア 児・者別の年次推移

平成25年3月31日現在

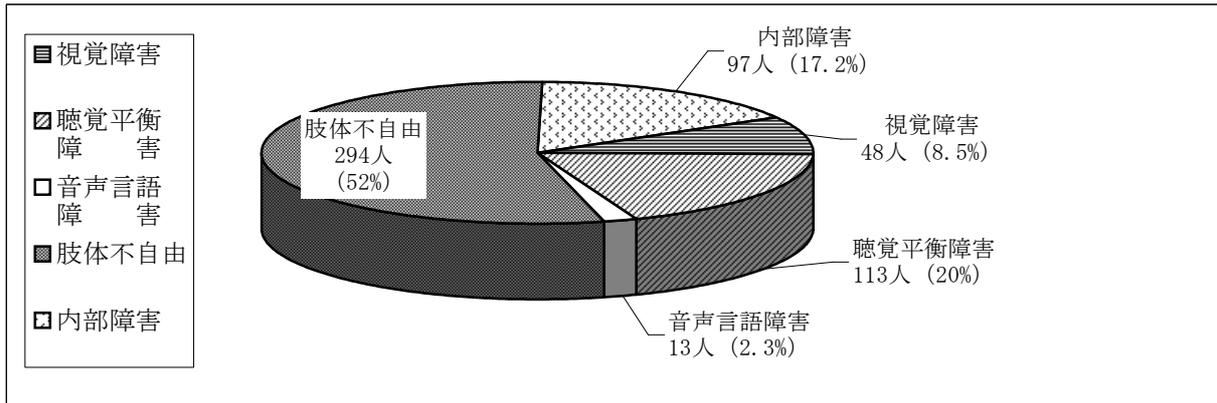
年度別 \ 児・者別	総人口	18歳未満	18歳以上	合計	人口比
平成20年度	5,665		510	510	9.0
平成21年度	5,558	-	536	536	9.6
平成22年度	5,491	-	559	559	10.2
平成23年度	5,467	-	567	567	10.4
平成24年度	5,507	-	565	565	10.3
竹富町	3,973	-	316	316	8.0
与那国町	1,534	-	249	249	16.2

イ 障害別の年次推移

平成25年3月31日現在

年度別 \ 障害名	総数	視覚障害	聴覚平衡障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害
平成20年度	510	47	88	12	280	83
平成21年度	536	47	99	11	294	85
平成22年度	559	48	106	11	302	92
平成23年度	567	47	111	12	307	90
平成24年度	565	48	113	13	294	97
	100.0%	8.5%	20.0%	2.3%	52.0%	17.2%
竹富町	316	25	78	4	165	44
与那国町	249	23	35	9	129	53

ウ 障害別構成比（平成24年度）



(3) 特別障害者手当等の支給

ア 特別障害者手当等の制度

特別障害者に対する特別障害者手当制度及び重度障害児に対する障害児福祉手当制度は、昭和60年5月1日に公布された国民年金法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正後の「特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、昭和61年4月1日から実施されている。

なお、障害基礎年金及び特別障害者手当制度の創設に伴い、従前の福祉手当は廃止となり、経過措置対象分の福祉手当のみとなった。

(ア) 特別障害者手当

対象者：特別障害者「20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」（法第2条第1項、第2項）

月 額：26,260円（H24. 4. 1改定）

(イ) 障害児福祉手当

対象者：重度障害児「20歳未満であって、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」（法第2条第1項、第2項）

月 額：14,280円（H24. 4. 1改定）

(ウ) 福祉手当（経過措置）

対象者：従前の福祉手当の受給者のうち特別障害者手当に該当せず、かつ障害基礎年金も受給できない者に対しては、国民年金法等の一部を改正する法律により経過措置として従前の例により福祉手当を支給している。

月 額：14,280円（H24. 4. 1改定）

イ 特別障害者手当等の支給状況

平成24年度

町別	特別障害者手当		障害児福祉手当		経過的福祉手当		計	
	人員	金額（円）	人員	金額（円）	人員	金額（円）	人員	金額（円）
竹富町	11	866,900	4	171,460	0	0	15	1,038,360
与那国町	4	315,280	0	0	0	0	4	315,280
計	15	1,182,180	4	171,460	0	0	19	1,353,640

3 児童福祉

(1) 児童福祉の現況

児童福祉は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成され、ひとしくその生活を保障され、愛護され、将来の社会や家庭を担う健全な社会人として育成されることを目的としている。

国及び地方公共団体は児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことになっている。

近年、著しい社会経済情勢の変動に伴い児童をとりまく社会環境や家庭環境の変容も著しい。

共働きの急増、核家族化に伴う家庭養育機能の低下、養育に対する母親の意識の変化、離婚の増加等による家庭養育力の低下、児童の体力の低下、家庭内暴力、児童虐待、非行の増加等である。

このような状況における児童問題に適切に対処するため、家庭児童相談機能の強化、児童の健全育成に充実した指導を行い、次のような業務を行っている。

- ア 家庭児童の福祉に関すること
- イ 要保護児童及び心身障害児の在宅指導に関すること
- ウ 要保護児童の児童相談所への送致に関すること
- エ 保育所の指導監査及び入所措置事務監査に関すること
- オ 助産施設への入所措置に関すること
- カ 里親に関すること

管内児童（18歳未満）の人口

市町村名	総人口（人） A (H22. 10. 1現在)	18歳未満の児童 の占める数 B (H22. 10. 1現在)	児童の割合 B/A
石垣市	44,983	10,507	23.4%
竹富町	4,144	689	16.6%
与那国町	1,792	363	20.3%
合計	50,919	11,559	22.7%

※児童人口は「平成22年国勢調査報告第1次基本集計」（県企画部統計課）による。

(2) 家庭児童の福祉

家庭は児童育成の基盤であり、児童の人格形成にとってきわめて大きな影響を及ぼすものであるが、近年における社会情勢の変動に伴う家庭生活の変化は、家庭における児童養育にも大きく影響を与え、これが様々な児童問題の発生をもたらす要因の一つにもなっている。

このような状況にかんがみ、特に家庭における人間関係の健全化及び児童養育適正化等、家庭児童の福祉の向上を図り、相談援助を充実強化するために、家庭児童相談室を設置している。

家庭児童相談室には、家庭児童福祉主事（兼務）1人、家庭児童支援員（嘱託員）1人が配置されており、専門的な立場から児童の養育等に関する問題についての相談に応じ、それぞれのケースに即した指導及び必要な措置を行っている。

相談内容

- ・性格、習慣の相談 神経質・わがままな子ども、子どもの友人関係、偏食や遊び等
- ・知能、言語の相談 知能の遅れや言葉の遅れ等
- ・学校生活の相談 学校を長く休む、学校・保育所・幼稚園での態度等
- ・非行の相談 子どもの盗みや家出、浮浪や夜遊びの問題等
- ・家族関係の相談 父母と子ども、祖父母と子どもなど、家族内の関係の問題・虐待等
- ・環境福祉の相談 子どもについての経済問題、ひとり親家庭で養育に困る場合等
- ・心身障害児の相談 体の不自由な子どもや、知恵が遅れた子どもの問題等
- ・その他

ア 家庭児童相談室における年度別相談件数（延べ数）

区分 年度別	習性 格 慣・ 生 等 活	知 能 ・ 言 語	学 校 生 活 等	非 行	家 族 関 係	環 境 福 祉	心 身 障 害	そ の 他	計
平成20年度			24		48	0	25	59	156
平成21年度	15	7	156		21	135	65	10	409
平成22年度	6	0	21		92	277	8	42	446
平成23年度	5	1	21		92	96	19	33	267
平成24年度	7	3	26		25	46	3	9	119

イ 相談の経路別件数

区分 年度別	発 見	か ら 童 の 通 告 員	か ら 童 の 相 送 談 致 所	か ら 童 の 相 委 談 嘱 所	か 保 の 健 通 知 所	か 警 ら 察 の 関 係 告 係	か そ の 他 の 関 係 機 関 告 係	か 市 ら の 町 通 告 村	か 学 ら の 相 談 校	か 家 ら 族 の 親 戚 談	本 人 か ら の 相 談	か そ の の 相 談 等 他	計
平成20年度						1	3	12	25	25	52	38	156
平成21年度	20			2	6				16	2	359	4	409
平成22年度			2	2				10	15	2	222	193	446
平成23年度	39	79	1					24	1	7	104	12	267
平成24年度		6					6	5	47		44	11	119

ウ 相談の処理内容別件数

区分 年度別	社 会 的 障 害 者 福 祉 主 事 の 指 導 は	施 設 入 所 措 置			者 第 児 に 22 条 報 告 又 は 通 知 権 法	又 児 童 は 相 談 所 へ 送 致 等	に 児 童 相 談 所 へ の 委 了 嘱	幹 他 の 旋 機 紹 関 介 に	・ 相 談 の 助 他 言	計
		助 産 施 設	母 子 寮	保 育 所						
平成20年度								56	100	156
平成21年度						1	2	10	396	409
平成22年度		1				2		9	434	446
平成23年度		15				1		2	249	267
平成24年度		24							95	119

(3) 保育所

保護者の労働や疾病など何らかの理由により家庭において十分に保育できない場合、これらの児童を保護者に代わって保育し、心身の健全な育成を図る必要がある。

このような観点から保育所の整備を推進する必要がある。現在当所の管内においては与那国町に町立保育所が1か所あり、また、特別保育事業により設置されたへき地保育所が竹富町に7か所、与那国町に1か所と合計8か所の施設が設置されている。

ア 保育所

現在、昭和52年5月1日に設置認可を受けた与那国町祖納保育所が公立保育所として保育に欠ける児童の保育を行っている。

保育所名	定員	経営主体	設置場所
祖納保育所	40名	与那国町	与那国町字与那国1037-2

イ 児童福祉行政指導監査の実施

児童福祉施設である保育所の施設運営の適正化を図るため、毎年保育所指導監査を実施している。

監査対象施設：
 石垣市立大川保育所
 石垣市立登野城保育所
 石垣市立新栄町保育所
 石垣市立新川保育所
 石垣市立石垣保育所
 与那国町祖納保育所

ウ へき地保育所の設置状況

特別保育事業としてのへき地保育所は、児童福祉法による保育所の補完的制度として設けられていたものであるが、これは地理的条件により通常の保育所を設置することができない山間地や離島等のへき地に設置し、これらの地域の保育に欠ける児童に対し必要な保護を行い、もってこれら児童の福祉の向上を図ることを目的とし、市町村が設置主体となる常設の保育施設である。町別のへき地保育所の設置状況は次の通りである。

へき地保育所の設置状況

平成25年3月末現在

保育所名	設置主体	(定員)	開設年月日	所在地	電話番号
竹 富 保 育 所	竹富町	30名	S50.4.1	竹富326-1	85-2343
小 浜 保 育 所	〃	30名	S47.5.15	小浜26-1	85-3278
上 原 保 育 所	〃	30名	S48.7.1	上原382	85-6440
波 照 間 保 育 所	〃	30名	S47.9.1	波照間10	85-8314
大 富 保 育 所	〃	30名	S47.9.1	南風見仲29-41	85-5340
西 表 保 育 所	〃	30名	S47.10.1	西表650	85-6304
黒 島 保 育 所	〃	30名	S47.5.15	黒島1138-2	85-4139
久 部 良 保 育 所	与那国町	25名	S49.5.1	与那国4022-18	87-2664

(4) 助産施設の概要

ア 概要

助産施設は、児童福祉法に規定されている児童福祉施設の一つであり、妊産婦を入院させて安全な出産を図る施設である。児童福祉施設は、児童の心身ともに健やかな成長を図り将来児童が健全な社会生活を営むことができるように、児童に適切な生活環境を与えることを目的としているが、児童の健全育成という考え方には、妊産婦の健康の保持増進も含まれているものとされ、助産施設はそのための施設として位置づけられているものである。

イ 目的

助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることが出来ない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする。

ウ 対象

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦

エ 入所措置基準

次の各号に該当する者

- (ア) 保健上入院助産が必要であると認める者
- (イ) 妊産婦に属する世帯の階層区分が原則としてC階層以下にあるもの
- (ウ) 妊産婦の属する世帯の階層区分がA及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において、出産一時金等で受けられる額が390,000円未満の者

- (階層区分) A階層 生活保護法による被保護世帯
B階層 市町村民税非課税世帯
C階層 市町村民税課税世帯

オ 申請窓口 所在市町村

カ 申請書類 出産予定証明書、住民票謄本、市町村民税課税証明書

キ 入所期間 原則として8日以内。医師が特に必要と認めた場合は延長が可能

ク 申請書 出産予定日の2ヶ月前までに提出が必要

助産施設入所措置状況

年度 町別	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
竹 富 町	-	1	0	1	1
与 那 国 町	-	-	1	0	1
石 垣 市	6	13	4	14	22
計	6	14	5	15	24

※ 平成16年4月1日から石垣市が実施決定をした場合についても、県立助産施設（県立病院）に助産を実施した場合は、支弁・費用徴収は県福祉保健所が行うこととなった。

4 知的障害者福祉

(1) 知的障害者福祉の現況

知的障害者とは、知的障害者福祉法上での定義はないが、平成12年に厚生省（平成13年1月6日より厚生労働省）が行った知的障害児（者）基礎調査において、「知的機能障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者」とされている。

当所では、知的障害者（児）の福祉向上を図るため、療育手帳の交付や知的障害者相談員を設置するなどして、援護指導にあたっている。

(2) 療育手帳の交付

知的障害者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援護措置を受けやすくするために療育手帳を交付する。

なお、療育手帳の交付は、知的障害者又はその保護者が市町村を經由し都道府県知事へ申請し、児童相談所（18歳未満）又は知的障害者更生相談所（18歳以上）における判定結果に基づき決定する。

援護措置の内容は次のとおりである。

- ア 特別障害者手当の支給等
- イ 重度障害児日常生活用具の給付等
- ウ 心身障害者扶養共済制度
- エ 旅客運賃等の割引（航空運賃、鉄道、バス、船舶、有料道路通行料金）
- オ 所得税、住民税、自動車税、自動車取得税の諸控除及び減免
- カ NHK受信料の免除
- キ 公営住宅の優先入居
- ク 重度心身障害者の医療費の助成

市町別障害程度別療育手帳交付状況

平成25年3月31日現在

市町名	A 1			A 2			B 1			B 2			総計
	者	児	計	者	児	計	者	児	計	者	児	計	
石垣市	32	0	32	73	10	83	115	21	136	119	63	182	433
竹富町	2	0	2	8	2	10	13	1	14	14	2	16	42
与那国町	0	0	0	3	0	3	13	0	13	7	3	10	26
総計	34	0	34	84	12	96	141	22	163	140	68	208	501

(注1) A 1：最重度 A 2：重度 B 1：中度 B 2：軽度

(注2) 児：18歳未満 者：18歳以上

(3) その他知的障害者援護事業

心身障害者扶養共済制度

ア 概要

心身障害者の保護者を加入者として毎月一定の掛け金を払い込み、加入者が死亡又は重度障害者となった場合、残された障害者に年金を支給する制度

イ 加入資格

知的障害者、身体障害者（1級～3級）を現に扶養している保護者であって、次の各号に該当するもの

- (ア) 65歳未満であること。
- (イ) 特別の疾病や障害がなく、年金保険に加入できる健康状態であること。

ウ 掛金の減免

加入者が次の各号に該当する場合、掛金の減免を受けることができる。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| (ア) 生活保護法に規定する被保護者であるとき。 | 100分の100減額 |
| (イ) 市町村民税非課税のとき。 | 100分の 50減額 |
| (ウ) 市町村民税の所得割を課されていないとき。 | 100分の 30減額 |
| (エ) 災害その他の特別な事情があるとき。 | 知事が適当と認める額の減額 |

エ 年金の給付

加入者が扶養していた心身障害者に毎月 2 万円を支給

5 老人福祉

(1) 高齢者の現況

圏域内における65歳以上の高齢人口は、平成24年10月1日現在で石垣市が8,160人、竹富町が827人、与那国町が316人で合計9,303人となっている。その人口比率は、石垣市が16.7%、竹富町が20.5%、与那国町が20.0%となり、竹富町と与那国町においては本県の17.2%に比して高率を示している。

高齢化率の年度推移

平成24年10月1日現在

	総人口 A	65歳以上 人口 B	高齢化率 (%)					世帯数	
			H20	H21	H22	H23	H24 B/A	総世帯	高齢者の いる世帯
石垣市	48,997	8,160	16.6	16.8	16.5	16.4	16.7	22,194	5,744
竹富町	4,037	827	21.1	21.1	21.2	20.8	20.5	2,181	593
与那国町	1,579	316	20.3	20.3	19.9	19.3	20.0	772	230
八重山圏域	54,613	9,303	16.6	17.0	16.9	16.8	17.0	25,147	6,567
沖縄県	1,439,755	247,785	16.7	16.9	16.9	16.8	17.2	588,143	175,041

※県高齢者福祉介護課資料(「高齢者福祉関係基礎資料」より)

(2) 介護保険事業者の指定等について

介護保険事業者としてサービスを提供するには、沖縄県知事の指定を受ける必要があり、当所では、事業所の所在地が八重山圏域にあつて施設に併設しない指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者からの指定申請に係る手続き事務を行っている。

また、指定を受けた事業所に対し、介護保険に係るサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、実地指導を実施している。

平成24年度における指定申請及び実地指導件数

サービスの種類	指定	実地指導
訪問介護 (予防)	1(1)	4(4)
訪問看護 (予防)		2(2)
居宅療養管理指導 (予防)		
通所介護 (予防)	2(2)	1(1)
通所リハビリテーション (予防)		1(1)
福祉用具貸与 (予防)		
特定福祉用具販売 (予防)		
居宅介護支援		5
合計	3(3)	13(8)

6 母子及び寡婦福祉

(1) 母子及び寡婦福祉の現況

八重山地区における平成24年度（平成25年3月31日現在）の母子世帯数は783帯となり、総世帯における比率は3.17%である。その比率を市町別で見ると、石垣市が3.36%、竹富町が1.21%、与那国町が3.39%となっている。母子世帯となった主な原因は、「離婚」によるものが多く、次いで「未婚の母」となっている。

近年、社会情勢の激変に伴い、母子及び寡婦家庭の抱える問題は複雑化している。従って、母子及び寡婦福祉の増進のため、福祉資金の貸付けを行う等経済的自立の助長を図るとともに、生活の安定と向上のため必要な措置を講じ、自立に向けた支援に取り組む。

(2) 母子世帯の状況

ア 年度別母子世帯の状況

平成25年3月31日現在

区分 年度	総世帯数 A	母子 世帯数 B	比率 (%) B/A	死別 C	比率 (%) C/B	生別の原因					比率(%) D/B
						離婚	遺棄	未婚 の母	その他	計 D	
平成20年度	23,866	832	3.49%	102	12.26%	607	3	100	20	730	87.74%
平成21年度	24,112	778	3.23%	15	1.93%	632	3	100	28	763	98.07%
平成22年度	24,401	788	3.23%	14	1.78%	621	3	96	54	774	98.22%
平成23年度	24,416	945	3.87%	34	3.60%	660	6	92	28	786	83.17%
平成24年度	24,677	783	3.17%	8	1.02%	642	7	93	33	775	98.98%

イ 市町別母子世帯の状況

平成25年3月31日現在

区分 市町名	総世帯数 A	母子 世帯数 B	比率 (%) B/A	死別 C	比率 (%) C/B	生別の原因					比率(%) D/B
						離婚	遺棄	未婚 の母	その他	計 D	
石垣市	21,767	731	3.36%	6	0.82%	610	5	84	26	725	99.18%
竹富町	2,142	26	1.21%	1	3.85%	15	2	4	4	25	96.15%
与那国町	768	26	3.39%	1	3.85%	17	0	5	3	25	96.15%
合計	24,677	783	3.17%	8	1.02%	642	7	93	33	775	98.98%

ウ 相談内容別の状況

相談 指導 事項	生活一般				児童				経済的支援・生活援護				その他				合計											
	住 宅	医 療 ・ 健 康	家 庭 紛 争	就 労	結 婚	養 育 費	借 金	そ の 他	養 育	教 育	非 就 職	就 職	そ の 他	母 子 福 祉 資 金	寡 婦 福 祉 資 金	公 的 年 金		児 童 扶 養 手 当	生 活 保 護	そ の 他	法 第 二 十 五 条	法 第 二 十 六 条	法 第 二 十 七 条	母 子 世 帯 向 公 営 住 宅	母 子 福 祉 施 設 の 利 用	児 童 福 祉 法 第 三 十 八 条	母 子 生 活 支 援 施 設	
今年度														134	9													143
前年度 未処理																												0
合計														134	9												143	
比率	0.00%				0.00%				100.00%				0.00%				100%											

(3) 母子福祉協力員

貸付けを行った母子及び寡婦福祉資金の円滑適正な償還を図るため、償還計画及び支払いについて指導を行う。母子福祉協力員は県知事が委嘱し、現在3名が活動している。

活動状況

区分 年度別	協力員数	延勤務日数	延訪問件数	延指導件数
平成20年度	3	242	148	214
平成21年度	3	344	74	514
平成22年度	3	319	48	503
平成23年度	3	326	85	513
平成24年度	3	261	25	431

(4) 母子福祉資金

母子福祉資金とは、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために貸し付ける資金である。

ア 母子福祉資金年度別・資金別・貸付状況（八重山3市町）

金額単位：円

年度別 資金別	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	件数	金額								
事業開始資金										
事業継続資金										
修学資金	7	4,788,000	9	5,700,000	4	2,772,000	5	2,664,000	6	2,562,000
技能習得資金										
修業資金										
就職支度資金										
医療介護資金										
生活資金										
住宅資金										
転宅資金										
就学支度資金	7	2,840,000	3	1,580,000	7	3,440,000	9	4,086,000	4	1,817,900
結婚資金										
計	14	7,628,000	12	7,280,000	11	6,212,000	14	6,750,000	10	4,379,900

イ 母子福祉資金年度別償還状況の推移（八重山3市町）

単位：円

	調定済額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率
平成20年度	18,311,425	6,979,514	0	11,331,911	38.12%
平成21年度	20,622,259	8,989,716	0	11,632,543	43.59%
平成22年度	22,627,888	10,273,182	0	12,354,706	45.40%
平成23年度	21,735,676	10,778,797	0	10,956,879	49.59%
平成24年度	19,237,476	8,951,487	0	10,285,989	46.53%

(5) 寡婦福祉資金

寡婦福祉資金とは、子が20歳に達したことにより、母子福祉法の対象外となる母子又は子のない寡婦の経済的自立の助長と生活意欲の向上を図るため貸し付ける資金である。

ア 寡婦福祉資金年度別・資金別・貸付状況（八重山3市町）

金額単位：円

年度別 資金別	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	件数	金額								
事業開始資金										
事業継続資金										
修学資金										
技能習得資金										
修業資金										
就職支度資金										
医療介護資金										
生活資金										
住宅資金										
転宅資金									1	85,833
就学支度資金										
結婚資金										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	85,833

イ 寡婦福祉資金年度別償還状況の推移（八重山3市町）

単位：円

	調定済額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率
平成20年度	798,332	365,470	0	432,862	45.78%
平成21年度	786,880	319,348	0	467,532	40.58%
平成22年度	731,952	331,200	0	400,752	45.25%
平成23年度	532,415	266,663	0	265,752	50.09%
平成24年度	351,585	223,833	0	127,752	63.66%

7 地域福祉

(1) 町村社会福祉協議会に対する指導監査

社会福祉協議会は、市町村、都道府県及び中央の各段階で組織されている民間の自主的組織であり、一定地域において住民が主体となってその福祉を増進するため、地域の実情に応じた組織的、効率的な地域福祉活動を促進することを目的としている。

その中で、市町村社会福祉協議会は、社会福祉に対する理解と協力を深め、その地域における社会福祉の増進を図ることを目的に、社会福祉に関する調査・研究・連絡・普及・宣伝を実施している。また、心配ごと相談等の各種相談、生活福祉資金等低所得者に対する援助、ボランティア活動の育成等も行っている。

当所では、郡部（町村）における社会福祉協議会に対し、適正な法人運営、事業運営及び施設運営を図ることを目的に指導監査を実施している。

八重山圏域内における市町村社会福祉協議会

平成24年3月末現在

名称	竹富町社会福祉協議会	与那国町社会福祉協議会	石垣市社会福祉協議会
会長	次呂久 英夫	田頭 政英	川平 永光
所在地	石垣市美崎町16-6	与那国町字与那国255	石垣市字登野城1357-1
電話番号	0980-84-3302	0980-87-2471	0980-84-2211
F A X	0980-82-3002	0980-87-2488	0980-84-1199

※ 当所の指導監査対象は、竹富町及び与那国町社会福祉協議会である。

(2) 民生委員・児童委員及び主任児童委員

民生委員は、人格識見高く、広く社会に通じた社会福祉増進に熱意のある者で、地域住民の立場に立った相談・支援者として、民生委員法により厚生労働大臣が委嘱した民間篤志家である。なお、民生委員は児童福祉法によって児童委員を兼務している。

また、近年、より複雑化かつ重要性が増す児童問題に対処するため、民生委員・児童委員の中から児童福祉を専門に扱う主任児童委員制度が設置されている。

主な職務

ア 民生委員・児童委員

各担当地区において、生活困窮者や児童の保護、育成等に対する相談や自立支援を行い、社会福祉増進のため、住民と関係行政機関との連絡調整役として活動している。

イ 主任児童委員

当該市町村内全域をその活動領域とし、地区担当の民生委員、児童委員と一体となってより積極的な相談、支援活動を展開し、児童福祉の一層の推進を図る。

平成25年3月末現在

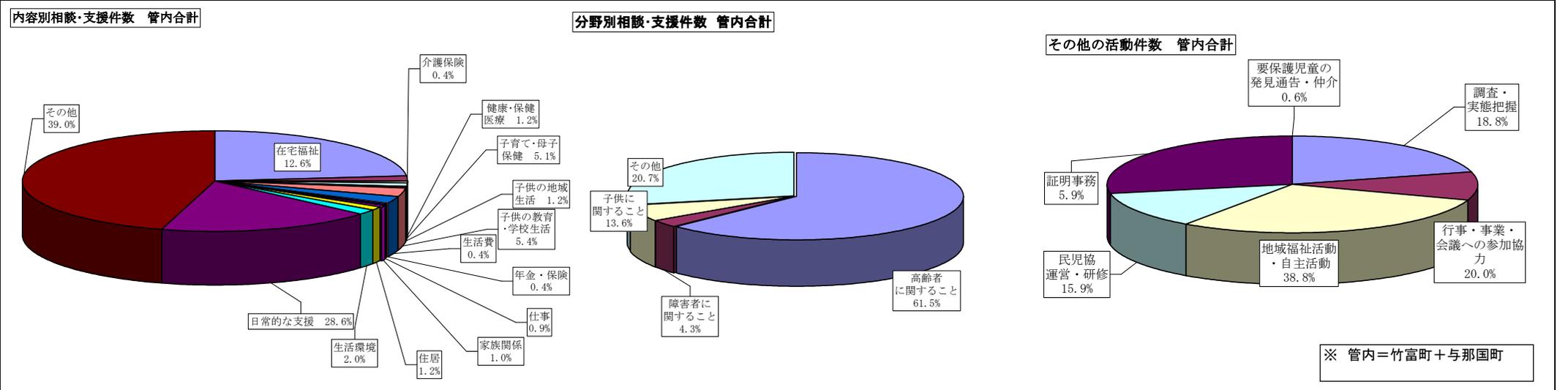
	定員	現員	欠員	欠員率	男:女
竹富町	17(2)	17(2)	0(0)	0.00%	9:8
与那国町	8(2)	8(2)	0(0)	0.00%	0:8
(参考) 石垣市	71(6)	71(6)	0(0)	0.00%	20:51

※ () 内は主任児童委員の再掲

平成24年度民生委員・児童委員活動状況

	内容別相談・支援件数															分野別相談・支援件数					その他の活動件数						訪問回数		連絡調整回数		活動日数(11)
	在宅福祉(1)	介護保険(2)	健康・保健医療(3)	子育て・母子保健(4)	子どもの地域生活(5)	学校の教育・生活(6)	生活費(7)	年金・保険(8)	仕事(9)	家族関係(10)	住居(11)	生活環境(12)	日常的な支援(13)	その他(14)	計(15)	高齢者に関する(16)	障害者に関する(17)	子どもに関する(18)	その他(19)	計(20)	調査・実態把握(1)	行会議への参加協力(2)	地域福祉活動・動(3)	民児協運営・研修(4)	証明事務(5)	要保護児童の通告の仲介(6)	訪問・連絡活動(7)	その他(8)	委員相互(9)	その他の関係機関(10)	
竹富町	17	11	8	1	3	14	27	3	2	14	1	26	212	503	842	571	33	32	206	842	574	39	62	199	764	0	196	4	53	111	1,621
与那国町	13	8	8	1	3	6	3	1	2	4	0	6	15	12	82	41	17	15	9	82	44	23	45	2	4	0	39	2	39	2	176
計	382	14	2	19	5	36	10	3	4	0	16	1	99	271	862	500	12	75	275	862	26	230	785	158	41	0	669	454	256	154	1,000
(参考)	110	4	0	19	4	31	8	1	4	0	16	1	33	9	240	153	9	54	24	240	4	39	108	43	17	0	117	142	116	123	235
石垣市	399	25	10	20	8	50	37	6	6	14	17	27	311	774	1,704	1,071	45	107	481	1,704	600	269	847	357	805	0	865	458	309	265	2,621
	123	12	8	20	7	37	11	2	6	4	16	7	48	21	322	194	26	69	33	322	48	62	153	45	21	0	156	144	155	125	411
(参考)	70	46	82	35	135	195	84	10	22	24	27	86	285	176	1,277	578	140	384	175	1,277	2,320	1,163	2,938	3,231	626	29	4,483	3,055	4,793	2,343	9,391
石垣市	0	0	0	2	16	43	4	0	0	0	0	0	0	2	67	0	0	62	3	65	0	54	169	342	0	1	50	12	523	193	624

※下段は、主任児童委員の再掲



8 女性のための相談窓口

(1) 概要

性行または環境からみて売春を行うおそれのある要保護女子について、その転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者等からの暴力の被害者である女性の保護を図ることを目的として、必要な相談、調査、指導及び援助を行う。

また、配偶者からの暴力防止及び被害者保護に関する法律（DV防止法）の規定に基づき、平成18年4月から当所に「八重山配偶者暴力相談支援センター」の機能が付与されている。

(2) 婦人相談員

婦人相談員は、要保護女子等の発見に努め、生活問題、職業問題、健康問題、婦人保護施設入題、家庭その他の環境に関する問題等について相談に応じ、関係機関並びに関係施設への斡旋、その他必要な指導を行っている。また、転落未然防止の見地から、一般女性の心配事相談にも応じ、一緒に問題解決に努めている。

(3) 相談方法

- ア 来所による相談
- イ 電話による相談
- ウ 訪問・出張等による相談

(4) 相談の状況

経路別受付状況

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

区分	本人自身	警察関係	法務関係	他所	他府県の婦人相談員	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関			社会福祉施設等	医療機関		教育関係	労働関係	縁故者・知人等	その他	合計
								児童相談所	民生委員	その他		保健所	医療施設					
来所	87	5	0	0	12	0	0	0	7	0	0	0	0	0	2	0	113	
電話	119	5	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	131	
出張	127	1							1			2					131	
計	333	11	0	0	15	0	0	0	11	0	0	2	0	0	2	1	375	

主訴別受付状況

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

区分	人間関係														経済関係				医療関係				5条違反	合計				
	夫等			子ども		親族			家庭不和	その他の者の暴力	男女関係	その他	住居問題	帰住先なし	生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病	精神的問題	妊娠・出産	その他			不純異性交遊	売春強要	暴力団関係・ヒモ	
	夫等の暴力	薬物中毒・酒乱	離婚の問題	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他の親族の暴力																				その他
来所	56	0	18	13	0	0	3	4	4	0	0	0	2	0	3	0	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	113
電話	43	0	19	7	0	0	7	4	1	0	8	0	5	4	5	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	131
出張	66		7				3	13					4		2		35										131	
計	165	0	44	20	0	0	13	21	5	0	8	0	11	4	10	0	72	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	375